

# 省エネ・再エネ補助金ガイド【ZEB】

《法人・事業者のみなさま向け》

## 目 次

	ページ
1 事業の趣旨・目的	1
2 補助対象者	2
3 補助事業等	2
4 補助対象経費	10
5 補助事業期間	11
6 補助金の交付申請	11
7 申請の取下げ	14
8 補助事業の変更等	14
9 実績報告	15
10 補助金の請求	16
11 補助を受けた設備等の維持管理	16
12 財産処分の制限	16
13 書類の整備等	17
14 状況報告・検査等	17
15 補助金交付手続きのフロー	18
16 公募受付期間・提出方法について	19

## 1 事業の趣旨・目的

奈良市は、市域内の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減、2050年までに実質ゼロ（脱炭素）とすることを目指しています。

特に温室効果ガス排出量の約25%を占める民生業務部門の対策は欠かせないものとなっています。

そこで、市内建築物におけるZEBの普及を図るため、省エネ、省CO<sub>2</sub>性の高い設備機器等を導入し業務用施設をZEB化する民間事業者に対し、補助金を交付します。

なお、本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、採択された本市の事業計画により実施します。

## 2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次に掲げる要件をすべて満たすこと、**3 補助事業等**の各項目に掲げる補助事業等を実施することができる能力を有することが条件となっています。

- (1) 本市内で事業を営む民間事業者（法人に限る。）
- (2) 宗教的活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

## 3 補助事業等

### (1) 補助対象事業

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS））においてZEBのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得した、奈良市内の民間業務用建築物において、認証されたZEBの実現に必要な省エネ、省CO<sub>2</sub>性の高いシステム・設備機器等を導入する事業。

※補助対象事業にZEB Orientedは含みません。

※他の法令等により、国、県、市等から補助金を受けて実施する事業は対象となりません（他の補助金と合わせて申請することはできません。）。

### (2) 補助対象施設等

補助対象施設、交付要件及び補助金の額（補助率）は、表1のとおりとします。

また、本事業におけるZEBの定義は、以下のとおりとします。

#### ①『ZEB』

基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギーを除く。）し、かつ基準一次エネルギー消費量から100%以上削減（再生可能エネルギーを含む。）となる建築物。

#### ②Nearly ZEB

基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギーを除く。）し、かつ基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満削減（再生可能エネルギーを含む。）となる建築物。

#### ③ZEB Ready

基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギーを除く。）している建築物。

なお、本事業において、「ZEB」はNearly ZEB、ZEB Readyを含めた広い概念をあらわすものとし、Nearly ZEB、ZEB Readyを含めない狭義の意味で用いる場合は『ZEB』と表記するものとします。

表1 補助対象施設等

**ZEB化**

<p>補助対象施設</p>	<p>次の各号の全てに該当する建築物                  ア 市内に所在するもの                  イ 延床面積 10,000 m<sup>2</sup>未満の新築の業務用施設、または延床面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の既存の業務用施設（延床面積とは、原則、建築物省エネ法第 33 条の 2 に基づく省エネルギー性能表示制度において評価対象となる延床面積とする。）                  ウ 主たる用途が以下の表に掲げるものに供される業務用施設</p> <table border="1" data-bbox="411 506 1401 1193"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>対象建築物・用途の具体例</th> <th>対象外建築物・用途の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所等</td> <td>事務所等</td> <td rowspan="10">官公署、住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場又は競輪場</td> </tr> <tr> <td>ホテル等</td> <td>ホテル、旅館等</td> </tr> <tr> <td>病院等</td> <td>病院、老人ホーム、福祉ホーム等（建築物用途が非住宅の場合）等</td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗等</td> <td>百貨店、マーケット等</td> </tr> <tr> <td>学校等</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等</td> </tr> <tr> <td>飲食店等</td> <td>飲食店、食堂、喫茶店等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集会所等</td> <td>図書館等</td> <td>図書館、博物館等</td> </tr> <tr> <td>体育館等</td> <td>体育館、公会堂、集会場等</td> </tr> <tr> <td>映画館等</td> <td>映画館等</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 申請時点において、建築物の実施設計が完了している建築物であること。                  オ 新築建築物の場合は確定検査時に登記簿を確認できるものであり、既存建築物の場合は申請時点において登記されたものであること。</p>	用途	対象建築物・用途の具体例	対象外建築物・用途の例	事務所等	事務所等	官公署、住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場又は競輪場	ホテル等	ホテル、旅館等	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホーム等（建築物用途が非住宅の場合）等	物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケット等	学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等	集会所等	図書館等	図書館、博物館等	体育館等	体育館、公会堂、集会場等	映画館等	映画館等
用途	対象建築物・用途の具体例	対象外建築物・用途の例																						
事務所等	事務所等	官公署、住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場又は競輪場																						
ホテル等	ホテル、旅館等																							
病院等	病院、老人ホーム、福祉ホーム等（建築物用途が非住宅の場合）等																							
物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケット等																							
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等																							
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等																							
集会所等	図書館等		図書館、博物館等																					
	体育館等		体育館、公会堂、集会場等																					
	映画館等		映画館等																					
<p>交付要件</p>	<p><b>a</b> 建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 35 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。</p> <p><b>b</b> 建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減すること。なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）を使用して算出すること。</p> <p><b>c</b> エネルギー利用に関する要件について、熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS 装置等の導入）。なお、エネルギー計測システムは次（a）～（c）の要件を全て満たすものとする。                  （a）計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。</p>																							

	<p>(b) 1つのシステムで交付対象建築物1棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。</p> <p>(c) 取得データについては、60分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。</p> <p>d 建築物省エネ法第33条の2に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。</p> <p>e 技術や設計手法、コスト等の情報開示について、本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者へのZEBの普及促進のため広く一般に公表することに協力すること。</p> <p>f 太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を当該建築物に導入する場合には、別途公募中の本補助金の「太陽光発電設備（自家消費型）」又は「太陽熱利用設備（太陽熱温水器）」の活用を検討すること。</p> <p>g ZEBのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p>																							
補助金の額 (補助率)	<p>以下、表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="427 969 1417 1234"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延床面積</th> <th colspan="2">新築建築物</th> <th colspan="2">既存建築物</th> </tr> <tr> <th>『ZEB』</th> <th>3 / 5</th> <th>『ZEB』</th> <th>2 / 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2,000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>Nearly ZEB</td> <td>1 / 2</td> <td>Nearly ZEB</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>『ZEB』</td> <td>3 / 5</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>Nearly ZEB</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>ZEB Ready</td> <td>1 / 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p>	延床面積	新築建築物		既存建築物		『ZEB』	3 / 5	『ZEB』	2 / 3	2,000 m <sup>2</sup> 未満	Nearly ZEB	1 / 2	Nearly ZEB	2 / 3	『ZEB』	3 / 5	/		2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	Nearly ZEB	1 / 2	ZEB Ready	1 / 3
延床面積	新築建築物		既存建築物																					
	『ZEB』	3 / 5	『ZEB』	2 / 3																				
2,000 m <sup>2</sup> 未満	Nearly ZEB	1 / 2	Nearly ZEB	2 / 3																				
	『ZEB』	3 / 5	/																					
2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	Nearly ZEB	1 / 2																						
	ZEB Ready	1 / 3																						

### (3) 補助対象設備

表2に掲げる設備のうち、認証されたZEBの実現に必要な設備を補助対象設備とします。

なお、太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギー利用設備は本公募の補助金（「ZEB化」）の対象とはならず、ZEB化に当たって太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を導入する場合は、別途公募中の「太陽光発電設備（自家消費型）」又は「太陽熱利用設備（太陽熱温水器）」の活用を検討してください。

表2 補助対象となる設備費等の範囲

区分	項目		対象範囲	補助対象設備・費目
設備費	断熱	断熱等 (省エネルギー計算ができること)	建物(外皮)性能が向上する場合に限る	断熱材(断熱材のみ。断熱扉の断熱材以外の装飾等に関わる部分等は対象外)、LOW-E複層ガラス、高性能窓(断熱・遮熱性能に優れているもの)、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等
			高性能保温材	配管・ダクト保温の交換・新設についても高性能保温材
	空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、業務用エアコン(GHP、EHP)※1
			複数の機器の組み合わせ	熱回収(熱回収型ヒートポンプと蓄熱槽)、氷蓄熱と大温度差搬送などの組み合わせ
		熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
		ポンプ	省エネ機器に限る	インバータ制御ポンプ(熱源二次ポンプを含む)
		空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、顕熱交換器、輻射冷暖房システム等(標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外)
		給湯機器	省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等(電気温水器、潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカラシまでの配管は対象外)
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	ブラシレスDCモーター型、インバータ制御ファン等(通常の換気扇、還気ファンは対象外)

設備費	再エネ他	コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ（燃料電池を含む）
		蓄電システム※2	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤（再生可能エネルギー等により発電した電力等を蓄え、有効利用するものに限る）
	電源	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス（本体のみ） （第2次トップランナー基準で定められたものに限る）
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品
	BEMS （自動制御機器含む）	制御部	制御機器※3（センサ、アクチュエータ、コントローラ等）、盤類※3（自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等）、自動制御関連設備（VAV等）、計測計量装置（熱量計、CT、電力量計、ガスメーター等）、制御用配管配線及び付属品	
		監視部	中央監視装置（中央監視盤、照明制御盤等）、伝送装置（インターフェイス、リモートステーション等）、通信装置（ルータ等）、制御用配管配線及び付属品	
		管理部	BEMS装置※4	
工事費	工事費※5	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分の工事に限る※6	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費※7、工事者の現場経費※7等	
その他	省エネルギー性能表示	省エネルギー性能表示に限る	省エネルギー性能の表示に係る費用※8	

- ※1 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種に限り補助対象とする。
- ※2 後述する「蓄電システムについて」を参照のこと。
- ※3 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。
- ※4 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。
- ※5 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。
- ※6 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。
- ※7 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要な不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。
- ※8 建築物省エネ法第33条の2に基づく第三者評価機関による、ZEBいずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代等）。

#### ○蓄電システム（据置（定置）型）について

- ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。
- ・ 原則として、系統からの充電は行わず、再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するものであること。
- ・ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・ 系統からのエネルギー供給が無い場合にあっても、避難設備等の機能を維持することが可能となる適正な容量を確保すること。
- ・ 導入する蓄電池について、JIS C 8715-2、IEC 62619などの類焼試験に適合していること等の第三者機関による証明書および証明に関する資料（温度プロファイル、写真など）を提出できるものであること。
- ・ 家庭用蓄電池設備（据置（定置）型）については、上記に加えて、次のア～カを満たすこと。

※蓄電池設備（据置（定置）型）の区分は下記のとおり。需要家が法人か個人か、用途が法人用か個人かなどに関係なく、型番（パッケージ型番）ごとの製品単位の蓄電システムの定格容量[Ah・セル]で判断する。設置する台数によって「業務・産業用」と「家庭用」の区分が変わるわけではないので注意すること（カタログなどに定格容量[Ah・セル]の数値の記載がない場合、メーカーなどに問い合わせ確認すること）。

区分	蓄電システム 機器仕様
家庭用	4,800Ah・セル未満
産業用	4,800Ah・セル以上

ア. 蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p>
イ. 性能表示基準	<p>定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。</p>
ウ. 蓄電池部安全基準	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合</p> <p>蓄電池部が「JIS C 8715-2」に準拠したものであること。</p> <p>※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C 8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合</p> <p>蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。</p>
エ. 蓄電システム部安全基準	<p>蓄電システム部が「JIS C 4412」に準拠したものであること。</p> <p>また、「JIS C 4412」に統合される以前の「JIS C 4412-1」または「JIS C 4412-2」に準拠したのもも補助対象として認める。</p> <p>※「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p>
※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	



<p>オ. 震災対策基準</p> <p>※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ</p>	<p>蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p>
<p>カ. 保証期間</p>	<p>メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p>

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格初期実効容量が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

## 4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、表3のとおりです。

表3 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。</p> <p>この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。</p> <p>この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））</p>
	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、</p>

			類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		表2にて示す範囲のうち事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

※ 補助対象設備を設置するに当たって既存の設備等を撤去・処分する費用は、補助対象外となります。

## 5 補助事業期間

補助事業年度は令和6年度とし、補助事業等の期間は交付決定の日から令和7年2月末日までとします。申請時において補助事業等の完了日がこの期間より遅延する恐れがある場合は、補助金の交付申請にあたりご相談ください。

## 6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、補助金等交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に表4に掲げる書類を添えて提出してください。なお、申請書（第1号様式）の経費所要額には税抜きの金額を記入してください。

表4

<p>(1) 第1号様式別紙1（補助金等交付申請書付属資料）</p> <p>(2) 法人登記現在事項全部証明書（コピー可。発行日から3箇月以内のもの）</p> <p>(3) 建築確認済証の写し（新築建築物の場合は、実績報告時に提出すること）</p> <p>(4) 導入機器の一覧及び仕様がわかるもの（カタログ等、補助対象内外の区別が明確になされていること）</p> <p>(5) 補助事業等に要する費用の内訳が記載された見積書の写し（それぞれの項目を対象経費と対象外経費に明確に区別すること）</p>
--

- (6) 事業実施予定箇所の現況写真（事業実施予定箇所が確認できるように2方向から撮影すること）
- (7) 補助対象となる施設に係る不動産登記事項証明書の写し、不動産登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類（新築建築物の場合は、実績報告時に提出すること）
- (8) 補助対象建築物や設備に係る図面（平面図、建物配置図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの
- (9) 予定工程表（補助対象設備の工事期間が判別できること。）
- (10) 建築物省エネ法第33条の2に基づく省エネルギー性能表示において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得したことを証明できる書類
- (11) 申請者、対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合は、奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金共同申請同意書（第1号様式別紙2）
- (12) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（第1号様式別紙3、補助対象施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は、管理者又は占有者及び所有者のものを含む。）
- (13) その他市長が必要と認めるもの

- ✓ 交付申請年度に提出された交付申請の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了するものとします。
- ✓ 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（交付申請年度の予算の上限額から、当該年度にすでに提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えないものとします。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとします。
- ✓ 補助対象設備等の発注、設置及び工事は、原則、交付決定通知の後でなければ着手できませんが、奈良市が国から交付決定を受けた令和6年4月16日以降の事業着手である場合は、補助対象となります。
- ✓ 事業着手した日とは、補助対象設備等の調達や設置に係る契約や発注行為の契約日若しくは発注日のうち最も早い日付とします。
- ✓ 交付申請時点で事業が完了している（設置工事が完了し、支払いまで完了している）場合は補助対象となりません。

## □ 補助金の交付決定等の通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付することを決定したときは、条件を付して補助金等交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知します。

### ✓ 交付の条件

交付決定に際して付す交付条件は表5のとおりです。

表5

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 補助事業等の内容、経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。</li><li>(2) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</li><li>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</li><li>(4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知の規定を順守すること。</li><li>(5) 補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。</li><li>(6) 補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間が経過する前において補助金の交付を受けた補助対象設備を処分しようとするときは、近畿地方環境事務所長の承認を受けた後、市長の承認を受けること。</li><li>(7) 補助事業等が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業等が完了した年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。</li><li>(8) 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等に関し報告を求め、検査し又は指示することができる。その場合は遅滞なく対応するものとする。</li><li>(9) 市長は、補助事業等の全部又は一部中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。<ol style="list-style-type: none"><li>① 市長の処分若しくは指示に従わない場合</li><li>② 補助金を補助事業等以外の用途に使用した場合</li><li>③ 補助事業等に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合</li><li>④ ①～③のほか、補助事業等に関して補助金等の交付の決定又はこれに付した条件に違反したとき</li></ol></li></ol> |
|--|

⑤ 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助対象者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

(10) 補助対象設備等の維持管理期間が経過するまでの間、補助事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

- ✓ 市長は、補助金等を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとします。
- ✓ 市長は、申請者が次の項目に該当するときは、補助金等を交付することができません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## 7 申請の取下げ

補助金等を交付することが不適当との通知を受けた場合、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができます。

なお、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなされます。

## 8 補助事業の変更等

補助金交付の決定を受けた方（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業等の内容等の変更をしようとするとき又は補助事業等の中止若しくは廃止をしようとするときは、直ちに補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けてください。

なお、次の軽微な変更については、補助事業等変更承認申請は不要です。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の経費の配分の変更であって、補助金の交付申請金額を上回らないもの
- (2) 連絡先の変更
- (3) その他、変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないもの

### □ 変更等の承認

市長は、変更・中止（廃止）の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し補助事業者等に通知します。

## 9 実績報告

補助事業者等は、補助事業等が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和7年2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（第4号様式）に表6に掲げる書類を添えて提出する必要があります。

（この期限より遅延する恐れがある場合は、補助金の交付申請にあたりご相談ください。）

表6

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第4号様式別紙1（事業報告・収支決算等）</li><li>(2) 補助対象設備等設置工事契約書等の写し</li><li>(3) 補助事業等に係る支出を証する書類の写し。補助事業等に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業等に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</li><li>(4) 設置した補助対象設備等の規格、仕様等がわかる書類の写し（例：メーカー等が発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）</li><li>(5) 補助対象設備等の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）※補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるようにすること</li><li>(6) 設置後の写真（(4)で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）</li><li>(7) その他市長が必要と認める書類<br/>※新築建築物の場合、下記書類も併せて提出すること</li><li>(8) 建築確認済証の写し</li><li>(9) 補助対象設備を設置する施設に係る不動産登記事項証明書の写し、不動産登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類</li></ol> |
|--|

### □ 補助金の額の確定

市長は、補助事業者等から実績報告を受けたときは、当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に補助金等確定通知書（第5号様式）により通知するものとします。

### ✓ 是正のための措置

市長は、実績報告の審査又は現地調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等について、これに適合させるた

めの措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることがあります。

## 10 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けた補助事業者等は、補助金等交付請求書（第6号様式）により補助金を請求するものとします。

補助金は、補助金等確定通知書により通知した額を補助事業等が完了した後において交付します。

### ✓ 手続の委任について

補助事業等の手続のうち、交付申請書、申請取下書、変更・中止（廃止）承認申請書、並びに実績報告書の作成及び提出の手続については工事業者等代理人に委任することができます。

### ✓ 補助金等の返還について

交付決定に際して付した交付条件（9）により、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し、補助金等返還命令書（第7号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

## 11 補助を受けた設備等の維持管理

補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間、補助対象設備等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図るようにしてください。

## 12 財産処分の制限

補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間が経過する前において、補助金の交付を受けた補助対象設備等を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることができません。

なお、やむを得ず当該補助対象設備等を処分する必要があるときは、処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続について、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付 環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとします。

また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金相当額について、市長による納付命令のなされた日から20日以内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴する



こととなります。

財産処分納付金相当額は、補助対象経費に減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とします。

減価償却費は、補助対象経費に減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8に規定する定額法の償却率及び償却年数を乗じて得た額とします。

償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とします（この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。）。

### 1.3 書類の整備等

補助事業者等は、補助事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支等についての証拠書類を整理し、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

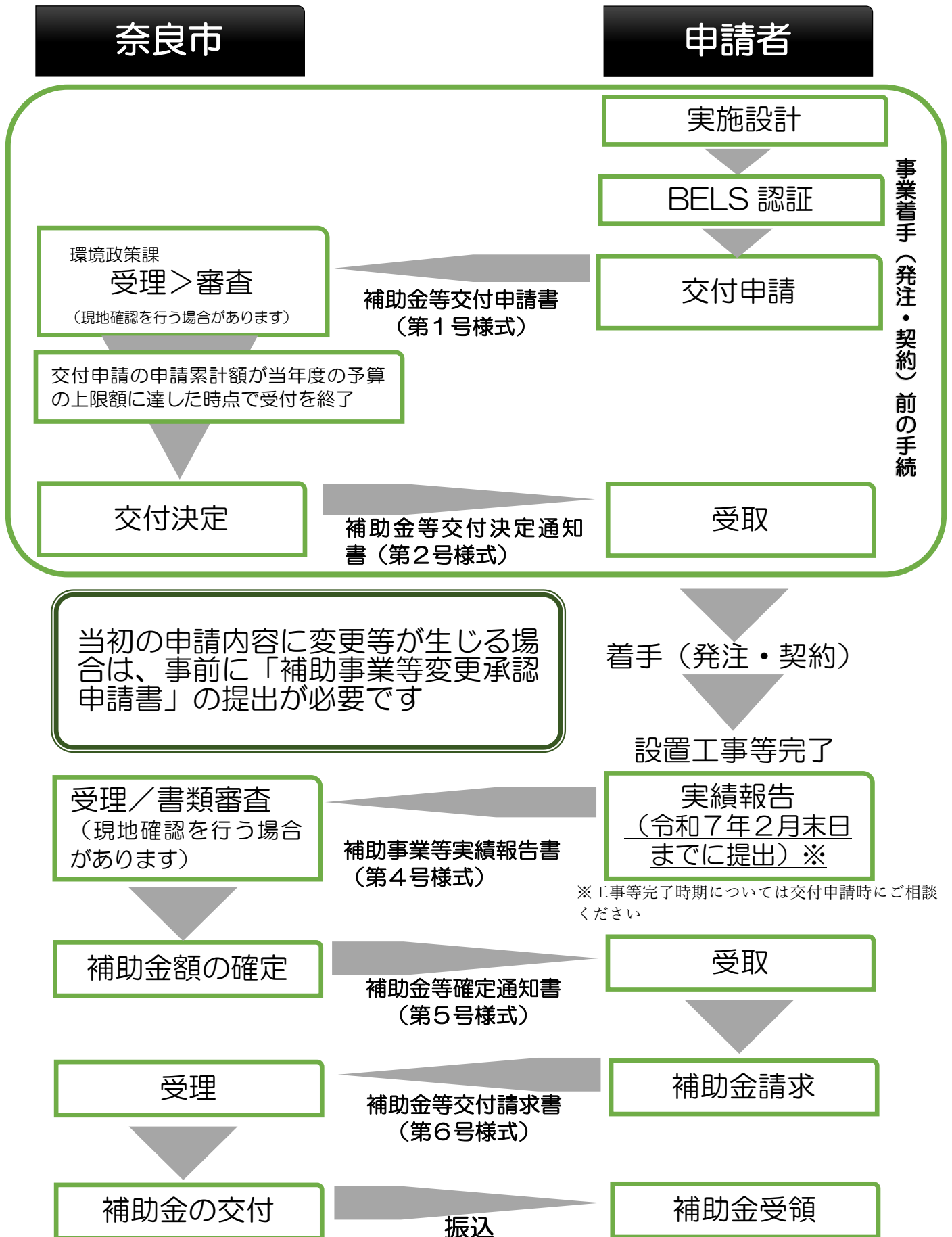
また、1.2 財産処分の制限に記載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間において、補助対象設備等に関する財産管理台帳を備え保存してください（当該補助対象設備等を処分した場合を除く）。

### 1.4 状況報告・検査等

市長は、必要があると認めるときは次に掲げる必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがあります。

- (1) 補助事業等の遂行状況や経理状況
- (2) 補助対象設備等の設置写真等
- (3) 補助対象設備等導入に係るアンケート
- (4) その他市長が必要と認める事項

1.5 補助金交付手続きのフロー（交付決定後に事業着手する場合）



## 16 公募受付期間・提出方法について

ア 提出方法（補助事業等変更承認申請・実績報告等も同様の方法で提出してください）

書類は電子メール又は郵送による方法で提出してください。

電子メールの場合は、申請専用アドレス [zerohojo@city.nara.lg.jp](mailto:zerohojo@city.nara.lg.jp) に送信してください。

※添付資料のファイルサイズは15MB以内として下さい。ファイルサイズが15MBを超える場合は、分割送信も可能としますが、送信件名を揃えた上で、末尾に「その1」、「その2」と入力してください。

イ 提出期限

**令和6年10月31日（木）午後3時（必着）** ※予算額に達した時点で受付を終了します。

なお、先着順位の判定は、電子メールの場合は送信日時、郵送の場合は消印の日付の午後0時を、それぞれ提出日、提出時刻とみなして判断します。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

### 問い合わせ・書類提出先

奈良市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進係

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4591

FAX：0742-36-5466

E-mail：[zerohojo@city.nara.lg.jp](mailto:zerohojo@city.nara.lg.jp)